

もうすぐ1年生

様々な学びの場について
一緒に考えましょう

特別支援学級編

神戸市教育委員会事務局
特別支援教育課



保護者のみなさま、こんにちは。
ここでは、小学校の特別支援学級について、詳しくお伝えします。



小学校は、通学する校区が決まっています、特別支援学級は必要に応じて設置されます。

特別支援学級とは、特別な支援が必要な子供一人一人に応じた教育を行うため、小・中学校に障害種別ごとに設置された、少人数の学級のことを言います。

学級数や子供の数は毎年変動します。

神戸市ホームページより:「神戸市立学校園 学級数・児童生徒数等」



主な内容

1. 障害種別ごとの学級設置
2. 子供の実態に応じた特別の教育課程の編成
3. 通常の学級との交流及び共同学習
4. ネットワークプラン（個別の教育支援計画）、個別の指導計画の作成
5. その他



この動画でお伝えするのは、次の5つの内容です。

- 1つ目は、障害種別ごとに学級が設置されていることについて
 - 2つ目は、特別の教育課程の編成について
 - 3つ目は、通常の学級との交流及び共同学習について
 - 4つ目は、ネットワークプランと個別の指導計画の作成について
- 最後に、その他についてです。

1. 障害種別について

知的障害学級

自閉症・情緒障害学級

肢体不自由学級

難聴学級

弱視学級

病弱・身体虚弱学級

1学級8人=担任1人

担当する教員は担任者研修
等で学んでいます。

※種別で迷われる場合、主たる障害は何か、
教育課程はどうするか、などを学校と相談しましょう。



それでは、学級の種別について説明します。

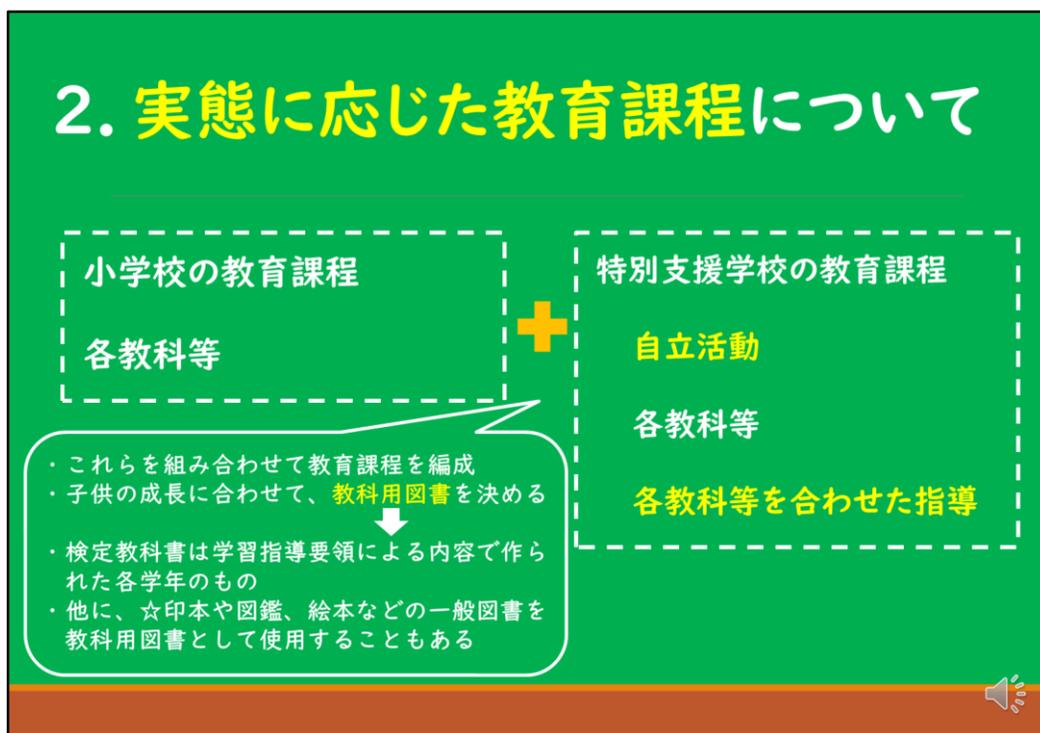
特別支援学級には、知的障害学級、自閉症・情緒障害学級、肢体不自由学級、難聴学級、弱視学級、病弱・身体虚弱学級があり、必要に応じて設置されます。

どの種別の学級がふさわしいかは、お子様の実態をふまえたうえで、学校と相談することになります。

どの種別の学級も、8人までの子供に対して担任は1人です。担当する教員は、担任者研修等を受けながら学んでいきます。

なお、難聴学級、弱視学級、病弱・身体虚弱学級については、動画「聴覚に障害のある子供への支援編」「視覚に障害のある子供への支援編」「病弱・身体虚弱の子供たちへの支援編」をご覧になったうえで、【個別の就学相談】にお申込みいただき、その際にお尋ねください。

2. 実態に応じた教育課程について



次に教育課程についてです。

小学校の特別支援学級では、小学校の教育課程と特別支援学校の教育課程を組み合わせ、特別の教育課程を編成します。

特別支援学校の教育課程には、小学校の通常の学級にはない自立活動や各教科等を合わせた指導という形態での指導があり、一人一人の実態に応じて本人や保護者様と相談のうえ、学校が決めます。

また、子供の成長に合わせて、教科書を決めます。

文部科学省が定める学習指導要領による内容で作られた各学年の検定教科書や、☆印本といって内容を分かりやすくしたものや、図鑑、絵本などの一般図書を教科用図書として使用することが認められています。

3. 交流及び共同学習について

- 特別支援学級の子供が、交流学級の授業に参加
- 参加する授業や時間数は、教育課程をもとにして決める
- 授業に、どのような目標で参加するかを学校と共通理解
- 必ず教員が付き添えるとは限らない



特別支援学級の子供が通常の学級の授業に参加することを、交流及び共同学習といいます。

学校では、短くして「交流」ということが多いです。

交流する学級のことを「交流学級」と言うこともあります。

交流として参加する授業や時間数は、学校が編成する教育課程をもとにして決めます。

交流学級で受ける授業に、どのような目標で参加するかを学校と共通理解しましょう。

交流学級には、必ず教員が付き添えるとは限りません。

1週間の時間割：小学校1年生の例

	月	火	水	木	金
1	国語	国語	生活	国語	算数
2	算数	算数	国語	学活	体育
3	音楽	図工	体育	国語	国語
4	生活	図工	道徳	算数	生活
5	体育	自立活動	図書	音楽	自立活動
6					

全25時間のうち
11時間を交流学級で
学習する例

交流（交流及び共同学習）の割合は、特別支援学級で学ぶ時間より少なく設定します。特別支援学級でしっかりと基礎的な力を培い、交流での学習にかします。ただし、一部この規定に当てはまらない場合があります。



これは、小学校特別支援学級1年生の時間割の例です。

緑色の枠が交流の授業です。

全部で1週間は25時間程度あり、この例では交流の授業は11時間です。

交流の時間は、特別支援学級で学ぶ時間より少なく設定します。

特別支援学級で基礎的な力をしっかりと培い、交流での学習にかすことを目的にしています。

ただし、一部この規定に当てはまらない場合があります。

1週間の時間割：小学校5年生の例

	月	火	水	木	金
1	国語	国語	生活単元学習	生活単元学習	算数
2	算数	算数	国語	学活	体育
3	音楽	図工	体育	国語	国語
4	理科	図工	社会	算数	理科
5	総合的な学習の時間	自立活動	図書	音楽	家庭科
6	総合的な学習の時間		(クラブ/委員会活動)	道徳	家庭科 外国語

全28時間のうち
12(13)時間を
交流学級で学習する例

教科が増えます。交流学級で学ぶ際には、目的をはっきりさせる必要があります。「一緒にいる」ことよりも、どんな力をつけたいか、を目標にします。



これは、5年生の1週間の時間割の例です。

1年生のときより、週当たりの時間数が増えていることが分かります。

総合的な学習の時間や、家庭科、外国語といった教科等が増えます。

交流学級で学ぶ際には、目的をはっきりさせる必要があります。

交流学級での学習でどんな力をつけたいか、を目標にします。

この例では、28時間のうち12時間もしくは13時間を交流しています。

生活単元学習というのは、特別支援学校の教育課程である各教科等を合わせた指導のひとつです。

4. ネットワークプラン・個別の指導計画について

【ネットワークプラン】（個別の教育支援計画）

引継ぎのために、保護者様の協力を得て作成

就学前に作成している場合 ➡ 小学校に引き継ぐことができる



【個別の指導計画】

日々の学習のために、必要に応じて学校が保護者様と共に計画し

作成 ➡ 次の学年に引き継ぐことができる



ネットワークプランと個別の指導計画について説明します。

ネットワークプランは、支援の引継ぎを目的として作成する資料で、お子様に関する情報や支援の状況などを記入します。

これは、保護者様と学校が協力して作成するものです。

今のお子様の状態や効果的な支援を次の学年に引き継ぐことで、切れ目のない支援を目指すものです。

もう1つの、個別の指導計画は、日々の学習のためにお子様の実態を細かくとらえ、個別の目標を立て、支援の手立てを学校が保護者様と共に計画し作成します。

こちらも次の学年に引き継ぐことができます。

5. その他

- 給食は普通食で、食形態を変えて提供することはできない
- 安全な登下校のために、保護者様にご協力をお願いすることもある
- 日常生活で支援が必要な際は、入学前にしっかり話し合うように

必要な用品（下着やビニール袋他）の準備

使ったものの処分の仕方など



学校と相談を



給食は、普通食だけです。やわらかくしたり、刻んだりなど、食形態を変えて提供することはできません。

通学に関しては、安全に登下校ができるよう、保護者様にご協力をお願いすることがあります。

日常生活で支援が必要な際は、入学前に学校としっかり話し合しましょう。

必要な用品の準備や、使ったものの処分の仕方などについても、学校と相談し、ご協力をお願いすることもあります。

以上で説明を終わります。

このあとは、
5歳児の【個別の就学相談】について
お伝えします。
すでにご覧になった方は、ここで終了
してください。



このあとは、5歳児の【個別の就学相談】についてお伝えします。
すでにご覧になった方は、ここで終了してください。

【個別の就学相談】について

①対象 次年度4月に就学予定のお子様と保護者様
学校生活についてご心配やご質問がある方

②開催期間 5月中旬ごろから7月下旬までの平日

③申込方法 スマートフォンやパソコンから申込

「就学相談 神戸市」で検索

就学相談 神戸市



サイト内より

1 日時・会場予約

2 お子様の情報入力



それでは、5歳児の【個別の就学相談】についてお伝えします。

対象は次年度4月に就学予定のお子様と保護者様です。

この動画をご視聴いただき、お子様の学校生活についてご心配なことやご質問がある方は、お申込みください。

開催期間は、5月中旬ごろから7月下旬までの平日です。

申込は、スマートフォンやパソコンから行います。

検索サイトで「就学相談 神戸市」と入力検索し、

「就学相談-神戸市」のページを選んでください。

そのページ内より日時・会場予約をしたうえで、お子様の情報を入力してください。

もし、この期間内に申込みができなかった場合は、神戸市教育委員会の特別支援教育相談センターへ直接ご連絡ください。

④当日のスケジュール

相談時間 10:00～ 11:00～ 13:00～ 14:00～
約30分間

※1つの時間帯に1人のお子様の相談となります。
2人の相談の場合は、連続した時間帯を2枠、申し込んでください。

出席者 保護者様 お子様
※お子様と一緒にお願いいただくことが難しい場合には、
特別支援教育相談センターへご連絡ください。

相談員 教育委員会事務局職員、元小学校長
通級指導教室担当者、特別支援学校地域支援担当者 など

※発達検査の結果をお持ちの方は、ご持参ください。

【個別の就学相談】は、10時から、11時から、13時から、14時からの4つの時間帯があります。

それぞれ、時間は約30分です。

1つの時間帯に、1人のお子様の相談となります。

2人の相談の場合は、連続した時間帯を2枠、申し込んでください。

当日は、保護者様とお子様にお越しいたきます。

一緒にお越しいいただくことが難しい場合には、特別支援教育相談センターへご連絡ください。

相談員として対応しますのは、教育委員会事務局の職員、元小学校の校長、幼児を担当している通級指導教室の担当者、特別支援学校の担当者などです。

なお、発達検査の結果をお持ちの方は、相談の際にご持参ください。

⑤相談の例

- ・通常の学級と特別支援学級、特別支援学級と特別支援学校とで迷っている。
- ・医療的ケアがあるので、学校生活での対応を知りたい。
- ・給食に配慮が必要なので、具体的な支援を知りたい。
- ・特別支援学級に在籍した場合の、通常の学級への交流について知りたい。
- ・特別支援学級や特別支援学校の教科等の学習について知りたい。

※「就学の猶予」に関する制度について

文部科学省HPより：
「就学義務の猶予又は免除について」



これまでの相談では、

- ・通常の学級と特別支援学級、特別支援学級と特別支援学校とで迷っている。
- ・医療的ケアがあるので、学校生活での対応を知りたい。
- ・給食に配慮が必要なので、具体的な支援を知りたい。
- ・特別支援学級に在籍した場合の、通常の学級への交流について知りたい。
- ・特別支援学級や特別支援学校の教科等の学習について知りたい

といった相談がありました。

また、「就学の猶予」に関する制度についてお知りになりたい方は、文部科学省のホームページをご覧ください。【個別の就学相談】の際にお尋ねください。

⑥その他

- ・【個別の就学相談】で就学先が決まることはありません。
- ・申込みの前に、他の動画説明もご確認ください。

・お問い合わせ先
特別支援教育相談センター
078-360-2160（月～金 9時～17時）



安心して入学式を迎えられるように、
教育委員会と一緒にお子様の学校生活について考えましょう。



【個別の就学相談】では、教育委員会事務局の職員と会うこととなりますが、この相談で就学先が決まることはありません。
就学先はあくまでも、学校との就学相談を通して決めていくことになります。

また、申込みの前に、他の動画の内容もご確認ください。

お子様が入学式を安心して迎えられるように、教育委員会事務局と一緒にお子様の学校生活について考えていきましょう。

以上で、説明を終わります。
他の動画についても、ぜひご確認ください。